

○君津市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第26号

改正 令和4年3月7日条例第2号

令和5年3月31日条例第4号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条第1項において「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、君津市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に建議することができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康こども部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「

幼児ことばの相談員	日額 15,000	〃
-----------	-----------	---

」を「

幼児ことばの相談員	日額 15,000	〃
子ども・子育て会議会長	〃 8,600	〃
子ども・子育て会議委員	〃 7,700	〃

」に改める。

附 則（令和4年3月7日条例第2号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。